

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第二百一号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可しました。

令和七年十二月十九日

奈良県知事 山 下 真

一 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所
太田 光央	桜井市
	桜井市大字新屋敷一〇番一、一四番三、一六番、二四番、二五番、二六番、二九番、三八番・三九番合併一、四二番二、四四番、四六番、四七番、四九番、五〇番、五一番、七七番、七八番一、九一番、九六番一、九七番一、九八番、九九番、一一〇番、一一四番・一一五番合併一、一二六番一、一三一番一、一八六番一、一九二番一、二一二番、二二一番、二二三番一、二二五番一、二三三番一、二三三六番一、二三七番・二三八番合併一、二三七番・二三八番合併三、二三九番、二四〇番一、二五〇番、二五二番、二五三番、二六五番一、二六七番一、二六九番一、二七二番一、二七六番・二七七番合併一、二八一番一、二八二番一及び二八四番一

二
認可年月日

令和七年十二月十日